3　第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4　第三条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

（複合建築物の設計一次エネルギー消費量）

第六条　第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第二条第一項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第四条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（複合建築物の基準一次エネルギー消費量）

第七条　第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第三条第一項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第五条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

第二章　建築物のエネルギー消費性能の向上のために誘導すべき基準

（建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準）

第八条　法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　非住宅建築物　次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(イ(1)において「工場等」という。）の用途に供する場合にあっては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ　次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1)　国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分（工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）の年間熱負荷（一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分（以下単に「地域の区分」という。）に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

(2)　非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。）について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ　次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1)　第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

(2)　第一条第一項第一号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

二　住宅　次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ　住宅部分が第一条第一項第二号イ(1)に適合すること。

ロ　第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三　複合建築物　次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ　非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ　次の(1)から(3)までに適合すること。

(1)　非住宅部分が第一条第一項第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号イ(1)及びロに適合すること。

(2)　第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(3)　非住宅部分が第一号イに適合すること。

（非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量）

第九条　前条第一号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SAC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、E_{SEV}及びE_Mはそれぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　誘導基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SAC}　第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SW}　第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SEV}　第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　第三条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

（住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量）

第十条　第八条第二号ロに規定する住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項に規定する単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。